

資料編

資料編



(設置)

第1条

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、神崎町総合開発審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条

審議会は、町長の諮問に応じ次の事務を調査審議する。

- (1) 町の総合計画の策定に関すること。
- (2) 町の総合的な開発計画に関すること。
- (3) その他地域開発に関し必要なこと。

(組織)

第3条

審議会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員 1人
- (2) 各種団体を代表する者 6人
- (3) 学識経験者 3人

3 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条

審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条

審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(庶務)

第6条

審議会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(委任)

第7条

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年2月1日から施行する。
(神崎町総合計画審議会条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 神崎町総合計画審議会条例(昭和59年神崎町条例第12号)
 - (2) 神崎町開発審議会条例(昭和63年神崎町条例第16号)
(神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年神崎町条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成14年条例第30号)

この条例は、平成15年2月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

神崎町総合開発審議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
	岡野 美喜雄	議会議員
	大 嶋 克 己	農業委員会
	椿 勇	教育委員会
会 長	久保田 能護	商工会
	千 葉 信 一	商工会青年部
	椿 一 二	北総東部土地改良神崎南部
	大 塚 琴 代	女性の会
副 会 長	七五三 敏信	学識経験者
	石 井 貞 夫	〃
	石 井 和 夫	〃



○神崎町まちづくりミーティング設置要綱

平成21年11月16日
告示第38号

(設置)

第1条

神崎町におけるまちづくり事業の創造にあたり、住民の意見等を把握し、豊かな住みよいまちづくりの推進と地域振興の充実を図るため、神崎町まちづくりミーティング(以下「まちづくりミーティング」という。)を設置する。

(事業)

第2条

まちづくりミーティングでは、神崎町まちづくり事業における次の事項について意見交換する。

- (1) まちづくり事業に関するテーマ
- (2) 地域振興に関するテーマ
- (3) その他、まちづくりに必要なテーマ

2 まちづくりミーティングにおいての意見及び提案については、今後のまちづくり施策へ反映の参考とする。

(選出及び任期)

第3条 まちづくりミーティングは、15名以内のメンバーで組織する。

2 メンバーは、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 各種行政委員会の関係者
- (3) 各種公共団体の関係者
- (4) 各種団体の関係者
- (5) 有識者
- (6) 一般住民

3 メンバーの任期は2年とする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

4 メンバーのほか、町長が必要と認めた者が随時まちづくりミーティングに参加し、意見・提案をすることができる。

(議長)

第4条 まちづくりミーティングには、メンバーの互選により議長を置く。

(会議)

第5条

まちづくりミーティングの開催は、必要に応じ町長が招集する。

2 まちづくりミーティングは、メンバーの半数以上が出席しなければ開催することができない。

(庶務)

第6条

まちづくりミーティングの庶務は、町長の定める機関において処理する。

(その他)

第7条

この要綱に定めるもののほか、まちづくりミーティングの運営に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

この告示は、平成21年11月16日から施行する。



まちづくりミーティングメンバー名簿

役 職	氏 名	備 考
	石 井 正 夫	議会議員 まちづくり厚生委員会
ミーティング 議長	高 橋 正 剛	議会議員 総務文教委員会
	大 嶋 克 己	農業委員会
	椿 勇	教育委員会
	千 葉 信 一	商工会青年部
	山 口 千 枝 子	商工会女性部
	椿 一 二	水田営農連絡協議会 町民農園協働
	杉 山 信 子	古原野菜出荷組合 県女性農業士
	木 内 正 義	P T A 連絡協議会 町子ども会連合会
	青 野 正 勝	情報基盤整備促進委員会
	高 木 朝 司	教職経験者 よしきり会
	久保田 有 信	行政職経験者
	金 澤 真 勝	住民代表（公募）
	小 塩 芳 治	”
	齋 藤 正 貴	”

神まち企 第57号
平成22年11月30日

神崎町総合開発審議会
会長 久保田 能護 様

神崎町長 石橋 輝 一

神崎町第4次総合計画について（諮問）

神崎町第4次総合計画（基本構想、前期基本計画）について、神崎町総合開発審議会設置条例第2条第1項第1号の規定により諮問します。



平成23年2月14日

神崎町長 石橋輝一様

神崎町総合開発審議会
会長 久保田 能 護

神崎町第4次総合計画について(答申)

平成22年11月30日付け、神まち企第57号で諮問されました神崎町第4次総合計画基本構想・基本計画について、当審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

この計画については、まちづくりの将来像「発酵の里・健康笑顔のまち こうざき」の実現に向け、今後の行政運営の指針となるものとして、原案を妥当と認めます。

なお、本計画の推進にあたっては、地方分権の進展など社会情勢を的確に把握し、厳しい財政状況下においても町民の理解と協働による「みんなで創る」まちづくりの目標達成に向けて着実な推進に努められますよう要望します。

総合計画策定経過

期 日	概 要
平成22年 1月12日～25日	まちづくりのための町民アンケート調査
2月23日～24日	現総合計画達成調査各課ヒアリング
2月25日	町長トップインタビュー
3月25日	総合開発審議会（計画策定の主旨・方針決定）
5月6日	策定委員会（各課長等）、検討部会（各課係員）設置
5月20日	まちづくりミーティングによる意見聴取
6月1日	策定委員会
6月16日	まちづくりミーティングによる意見聴取（ワークショップ）
8月19日	検討部会
8月26日	検討部会による基本構想の提案素案決定
8月19日～9月6日	基本計画作成各課ヒアリング
9月1日	策定委員会
10月20日	策定委員会
10月27日	検討部会
11月18日	策定委員会、検討部会（合同）
11月30日	町総合開発審議会開催、第4次計画案について諮問
12月1日～20日	計画書（案）の閲覧及び住民意見（パブリックコメント）募集
12月10日	町議会全員協議会にて説明
平成23年 2月2日	住民意見に対する町の考え方方針決定
2月14日	町総合開発審議会開催、第4次計画案について答申
3月1日	住民意見募集結果と町の考え方を公表 （広報紙、町HP、役場窓口）
3月8日	町議会全員協議会にて説明 町議会本会議にて議決・承認

神 崎 町

神 崎 町 第 4 次 総 合 計 画

— みんなで創る こうざきプラン —

発 行 日： 平成23年3月

編 集 ・ 発 行： 神崎町 まちづくり課
〒289-0292

千葉県香取郡神崎町
神崎本宿163番地

Tel:0478-72-2114

Fax:0478-72-2110